

メンバーシップ納付金収納額の増額と地域を主体とした事業への充当について

1 趣旨

「メンバーシップ納付金」(以下「納付金」という。)は、平和首長会議という機構を加盟都市全体で支える体制をつくるため、2013年に広島で開催された第8回平和首長会議総会において採択され、2015年から実施された制度である。

この度、2017年から2020年までの行動計画を策定するに当たって、我々は世界恒久平和への道筋として「核兵器のない世界の実現」と「安全で活力のある都市の実現」の二つに取り組んでいくことを掲げている。

については、これらの活動を支える財政基盤の拡充方策として、納付金収納額の増額を図っていく必要がある。そのためにまずは、前者の活動を支えるために納付金の収納率向上を図ることとし、また、後者の活動を支える納付金を確保するために、その金額を現行の2,000円から6,000円に引き上げることができるようにすることを提案する。

2 具体案

(1) 「核兵器のない世界の実現」に向けた活動を支えるための収納率の向上

リーダー都市は、平和首長会議行動計画の「核兵器のない世界の実現」に掲げる新規事業の立ち上げや既存事業の拡充のための財源として納付金の収納が欠かせないことを管轄地域内の加盟都市に周知するとともに、具体的な収納方法を提示して、収納率の向上を図ることとする。

なお、事務局との事前協議・収支報告を条件として、従前どおりリーダー都市が管轄地域内の都市を取りまとめて集金した納付金を、事務局に送付することなく当該地域内の活動に充当することを可能とする。また、納付金を納付しない都市があっても、従前どおりこれを離脱させないこととする。

(2) 「安全で活力のある都市の実現」に向けた活動を支えるための納付金額の引き上げ

リーダー都市は、上記(1)の収納率の向上に十分に取り組んだ上で、平和首長会議行動計画の「安全で活力のある都市の実現」に掲げる新規事業の財源を確保するために、納付金を2,000円から6,000円に引き上げることができるものとする。

なお、リーダー都市が管轄地域内の都市を取りまとめて集金した納付金を当該地域内の活動に充当した場合であって余剰が生じたときには、「核兵器のない世界の実現」に掲げる事業のための財源に充当することとする。この場合に、リーダー都市は余剰金を事務局に送付することとする。

(3) 導入時期

この納付金制度のスキームは、2019年から実施する。